

津市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月

サービスコード	サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位	
種類									
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	訪問型独自サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (1週に1回程度)	1176	単位	1,176	1月につき	
A2	2111 訪問型独自サービス11日割			事業対象者・要支援1・2 (1週に1回程度)	39	単位	39	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス12		訪問型独自サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (1週に2回程度)	2349	単位	2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割			事業対象者・要支援1・2 (1週に2回程度)	77	単位	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13		訪問型独自サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 (1週に2回を超える程度)	3727	単位	3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割			事業対象者・要支援1・2 (1週に2回を超える程度)	123	単位	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	訪問型独自サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1月に12回まで	287	単位	287	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス			事業対象者・要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合	1月に22回まで	163	単位	163	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	訪問型独自サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (1週に1回程度)	12	単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援1・2 (1週に1回程度)	1	単位減算	-1	1日につき	
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			訪問型独自サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (1週に2回程度)	23	単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			事業対象者・要支援1・2 (1週に2回程度)	1	単位減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			訪問型独自サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 (1週に2回を超える程度)	37	単位減算	-37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			訪問型独自サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	単位減算	-3	1回につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			訪問型独自サービス費(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合	2	単位減算	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間								
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算				
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			1月につき	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算			1月につき	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算			1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算			1回につき	

津市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類		所定単位数の 10% 加算	所定単位数の 10% 加算	所定単位数の 10% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50 月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

※A2(独自)については、介護給付や予防給付と同様に、所得によって利用者負担は1割・2割または3割負担となります。

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び

「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※訪問型独自サービス同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用います。

※口(1月あたりの回数を定める場合)については、1月につき、「イ訪問型独自サービス費(Ⅲ)1月につき」に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定します。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。